

4 地放第 522-3 号
令和 5 年 1 月 13 日
(2023 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

税情報連携に伴う留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システムの改修に係る個人情報の保護について

税情報連携に伴う留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システムの
改修に係る個人情報の保護について

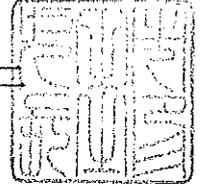
1 諮問する項目 (諮問の根拠)	電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項)
2 対象業務	留守家庭児童育成室入退室・保育料収納管理システム改修業務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>現在、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）に係る保育料・延長保育料については、市町村民税が非課税である世帯等を対象として減免を行っていますが、減免の申請に当たっては、減免の理由となる事実を証する書類として、課税証明書の添付を求めています。</p> <p>また、現在、入室申請については、定員を超えた申請があった場合に、入室選考基準に基づいた選考を行っていますが、令和 5 年度に当該基準の改正を行い、入室の優先順位を決定する指標の一つに、市町村民税額の多寡を盛り込むことを検討しています。</p> <p>このたび、個人番号利用事務系領域（以下「SJ ネットワーク」という。）上で運用している入退室や保育料等の収納管理を行うシステム（以下「本システム」という。）について、申請者の同意の下、SJ ネットワーク上で管理されている税情報と連携し、データ取得できるよう改修することで申請者の利便性の向上を図るものです。</p> <p>2 効果</p> <p>課税証明書の発行には、手数料が掛かり、また、取得した課税証明書の提出作業には、来庁や郵送が必要となります。これらの税額確認に係る申請者の課税証明書発行時の経済的な負担及び課税証明書提出の物理的な負担の軽減に寄与します。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>(1) 入室申請時、申請者世帯の税情報を放課後子ども育成室にて確認することについて同意確認を行う。</p> <p>(2) 同意を得られた方については、宛名番号を利用して、同じ SJ ネットワークにおいて管理されている税情</p>

	<p>報参照データベースからバッチ処理により、本システムに税情報を取り込みます。</p> <p>(3) 取り込んだ税情報は保育料等の減免や入室選考の優先順位を決定する指標の一つとして確認作業で利用します。</p> <p>(4) 取得した税情報含め、本システムに保有したデータは文書の保存区分に基づいて5年保存の後、削除します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) SJ ネットワークは、インターネット環境から分断された閉域のネットワークであり、許可された通信しか行わないため、高いセキュリティ対策が施されています。</p> <p>(2) 放課後子ども育成室の業務担当者に対し、個別にID、パスワードを発行することによりアクセス権限を付与します。</p> <p>(3) SJ ネットワーク系の端末におけるUSB等の記録媒体でのデータの持出しについては、原則禁止されています。データの持出しが必要な場合は、情報政策室に依頼することになります。</p>
4 個人情報の内容	<p>(新たに取り扱う個人情報)</p> <p>申請時に同意を得た世帯の市町村民税の情報</p>
5 審議に諮る理由	<p>留守家庭児童育成室入退室及び保育料収納管理業務において、現在、紙面にて処理している税情報について、新たに電算処理を行うことが吹田市個人情報保護条例第12条第1項に該当するため。</p>
6 今後の予定	<p>令和5年10月 稼働予定</p>
7 担当室課	<p>地域教育部放課後子ども育成室</p>

4総人第3421号
令和5年1月10日
(2023年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭 二



個人情報の保護について(諮問)

吹田市個人情報保護条例第12条第1項、同条第3項及び第13条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「職員採用管理システム」を導入して行う個人情報取扱事務に係る以下3点のことについて意見を聴くものです。

- 1 新たに電子計算機処理を行うこと
- 2 電子計算機処理において、「社会的差別の原因となるおそれのある事項」を取り扱うこと
- 3 電子計算機処理において、市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要であると認めること

職員採用管理システムに係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>吹田市個人情報保護条例 (電子計算機処理の制限) 第12条第1項 継続して行う個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行うことについて 第12条第3項 第6条第2項第2号にある「社会的差別の原因となるおそれのある事項」について、職員採用事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるため、電子計算機処理を行うことについて。 第13条第2項 個人情報取扱事務に係る電子計算機処理において、市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要であると認めること</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>職員採用管理システム(クラウドサービス)導入業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 職員採用試験の受験申込者(以下「受験者」という。)の利便性の向上及び本市人事室の職員採用試験事務担当者(以下「担当者」という。)の事務処理を正確かつ効率的に行うことを目的とします。 現行の職員採用試験は、受験者が本市「電子申込システム」にアクセスし、必要事項を入力することにより受験の申込を行います。担当者は、電子申込システムに入力された情報のCSVファイルを、エクセル形式で作業環境に保存し、受験方法の案内や合格通知、合否判定に係る事務等、目的や対象者ごとにデータを加工しています。また、受験者への連絡は、原則として電子メールにより行っています。 これらの職員採用試験に係る一連の事務等の全てを一つのシステム内で管理しようとするものです。 同様のシステムは、豊中市、高槻市、茨木市、枚方市、交野市、守口市、大東市、八尾市、岸和田市、阪南市で導入されています。</p>

2 効果

受験者にとっては、複数の就職活動を同時に行う中で、市からの連絡が原則、電子メールで行われるため、他の電子メールに紛れるなど、吹田市からの連絡が分かりにくいことや、筆記試験、面接等、複数の試験を行う中で、どの試験の受験を終えたか等のステータス管理が煩雑になる等の課題があります。

担当者は、試験区分(事務、技術、保育教諭など)や試験の種類(筆記試験、面接試験など)ごとにエクセル形式のデータを加工し、受験者への連絡や合否判定に係る資料を作成しています。このことにより、多くのエクセルファイルを作成することになり、作業が煩雑であり、かつ、正確を期す必要があるため、時間を要することが課題となっています。また、受験者への連絡は原則、電子メールを利用していますが、受験者の既読が確認できないため、受験者がメールを確認できていないことが分からないことも課題となっています。

職員採用管理システムを導入することによって、受験者は、一人ひとりに付与されたID、パスワードでアクセスする「マイページ」で、市からの試験の案内や自らのステータスを一目で確認することができるようになります。このことにより、市からの案内の確認漏れやメールの受信トラブルによる未読を防ぐことができ、また、ステータス管理も容易になり、利便性が向上します。

担当者は、システム内での一括したデータ管理・処理により、正確で効率的に作業を進めることができます。また、受験者への連絡もシステムから行うことから、送付誤りの可能性が低くなり、加えて、既読確認の機能により、受験者の状況把握が容易となります。

3 業務の概要と個人情報の取扱い

①受験者は、本市ホームページに貼られたリンクからシステムの仮登録ページに進み、氏名やメールアドレス、パスワードなどの基本項目を入力し、仮登録を行う。

②担当者が仮登録状況を確認後、IDと本登録用のURLがシステムから受験者にメール送信される。

③受験者はIDとパスワードを入力して、受験者専用のマイページにログインし、エントリーシートを入力により本登録を行う。

④システムから受験者に対して登録完了のメールが送信され、受

	<p>験申込が完了する。</p> <p>⑤④の受験者データ(CSVファイル)をシステムから取り出し、ウイルス感染のおそれがない無害化通信による処理等を行った後、担当者の作業環境に移行し、受験番号を採番。</p> <p>⑥⑤のデータを、無害化通信による処理等を行い、システムにアップロードすることで、システム内で受験票が作成される。</p> <p>⑦受験者への連絡や合否判定に係る資料の作成は、システム内での作業とCSVファイルの加工とを併用して行う。</p> <p>CSVファイルの加工により作成したデータをシステムにアップロードする際は、⑥と同様に、無害化通信による処理等を行う。</p> <p>⑧システム内にある受験者データは、最終試験の合格発表を行った後に一定期間設けている、不合格者からの成績開示請求に係る事務処理の終了後に削除する。</p> <p>⑨採用担当者の作業環境にある不合格受験者データは、文書管理規程に基づき、1年間保存した後、削除する。合格者の受験者データは、職員の人事記録の一部となるため永年保存となる。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 受験者とシステム及び本市とシステムとの間の通信はTLS1.2による高度な暗号化通信を使用することで個人情報の盗難、漏洩を防止します。</p> <p>(2) ユーザーIDとパスワードでシステムの操作者を限定するとともに、IPアドレス認証により、サーバに接続できる端末を限定することで、外部からの不正アクセスを防止します。</p> <p>(3) 操作履歴について、アクセスログと操作ログを取得し管理します。</p> <p>(4) データセンターの安全対策については以下のとおりです。</p> <p>ア 震度7以上の耐震設計及び耐震型二重床構造</p> <p>イ 24時間365日無停電電源供給、自家発電バックアップ</p> <p>ウ 24時間365日カメラ監視</p>
4 個人情報の内容	別紙のとおり
5 審議に諮る理由	<p>1 毎年継続して行う職員採用試験における個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行うため(条例第12条第1項)</p> <p>2 原則として毎年、障がい者を対象とした職員採用試験を行うため、条例第6条第2項第2号にある「社会的差別の原因となるおそれのある事項」として、障がいの種類や等級等の情報を取り扱</p>

	<p>う。これらの情報は職員採用事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、電子計算機処理を行うため(第12条第3項)</p> <p>3 個人情報を取り扱う職員採用事務に係る電子計算機処理において、市以外のもとの通信回線により電子計算機の結合を行うことが公益上特に必要であると認めるため(第13条第2項)</p>
6 今後の予定	令和5年5月 システム稼働予定
7 担当室課	総務部人事室

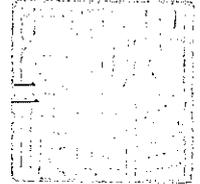
【採用管理システム】

分類	No.	項目名
試験申込時に受験者が入力する項目 (申込フォーム) ※No.15は変動する可能性あり	1	試験区分
	2	最終学歴
	3	申込日
	4	氏名及びフリガナ
	5	生年月日
	6	点字受験希望の有無
	7	住所
	8	電話番号
	9	携帯番号
	10	メールアドレス
	11	学歴
	12	職歴
	13	資格・免許等
	14	受験にあたり必要となる合理的配慮の有無
	15	志望動機
	16	本市の健康医療分野に関する取組についてのあなたの考え
	17	勤務にあたり不安なこと、配慮が必要なこと (障がい者のみ)
	18	手帳名 (障がい者のみ)
	19	障がい名 (障がい者のみ)
	20	等級または判定区分 (障がい者のみ)
	21	交付機関名 (障がい者のみ)
	22	交付番号 (障がい者のみ)
	23	交付年月日 (障がい者のみ)
	24	再認定・判定の時期又は有効期限 (障がい者のみ)
	25	問題・解答用紙拡大の有無 (障がい者のみ)
	26	試験時に持ち込むもの (障がい者のみ)
	27	音声読上げの有無 (障がい者のみ)
	28	車いすの使用の有無 (障がい者のみ)
	29	コミュニケーションの方法 (聴覚・言語障がい者のみ)
	30	個別面接時の配慮事項 (障がい者のみ)
	31	その他配慮事項 (障がい者のみ)
	32	手帳の写し
	33	顔写真
受験票発行時に記載される項目	1	試験区分
	2	受験番号
	3	氏名及びフルガナ
	4	生年月日
	5	顔写真
最終合格通知に記載される項目	1	試験区分
	2	受験番号
	3	氏名
	4	住所
	5	合格の判定
補欠合格通知に記載される項目	1	試験区分
	2	受験番号
	3	氏名
	4	住所
	5	補欠合格の判定
	6	補欠順位
	7	補欠採用候補者名簿登録期間
成績開示請求に記載される項目	1	試験区分
	2	受験番号
	3	氏名
	4	住所
	5	電話番号
成績開示通知に記載される項目	1	試験区分
	2	受験番号
	3	氏名
	4	住所
	5	受験科目
	6	得点
	7	偏差値
	8	順位

4 総総第 2342-2 号
令和 5 年 1 月 17 日
(2023 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

クラウド型自動車予約運行管理システムに係る個人情報の保護について

クラウド型自動車予約運行管理システムに係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理の制限、実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条、第 13 条第 1 項第 2 号、同第 2 項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>クラウド型自動車予約運行管理システム(以下「システム」とする。)を用いた共用自動車の予約・運行管理業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的</p> <p>職員が業務で庁舎外へ出張する際に運転する自動車は、総務室が所管する 22 台の車両を共用しており、これを共用自動車と呼んでいます。</p> <p>共用自動車の利用を希望する職員は、自席の PC(SA 端末)から、各種予約やスケジュールを管理するグループウェアで予約し、また、キャンセル待ち予約を入れるときは総務室に電話連絡します。これを受けて、総務室担当者が状況に応じて配車します。</p> <p>共用自動車を利用する際には、紙媒体で利用申請書を提出し、また、利用を終えた後は、利用報告書を提出します。</p> <p>これらの一連の作業を電子化するとともに業務を簡略化し、かつ、共用自動車の利用に関する情報を一体的に管理するため、システムを導入します。</p> <p>2 効果</p> <p>(1)共用自動車の予約、利用申請、利用報告が基本的に PC ですべて行えるようになるため、手続きが簡便になり、業務時間の削減につながるとともに、ペーパーレス化が実現します。</p> <p>(2)共用自動車に搭載する通信機器から、当該車両の位置情報や走行距離、急ブレーキなどの情報がシステムに送られ、自動的に記録されます。この情報を用いることで、利用報告書の提出が原則不要になるほか、ドライバーに安全運転に関する注意喚起を行うことができます。また、各車両の利用頻度に関する統計データから、自動車の保有台数を適正化する目安となる情報を得ることができます。</p>

	<p>3 個人情報の取扱い</p> <p>(1)収集</p> <p>ドライバーとして登録を希望する職員に対し、システムのアカウントを割り当てます。アカウントを割り当てられた職員は、システムに初回ログインする際に、自分自身で運転免許証の情報(交付年月日、有効期限、条件欄(中型・大型などの種別、AT限定・MTの種別、眼鏡等))を入力し、登録します。</p> <p>(2)利用</p> <p>システムに登録された免許証の情報は、システムを利用しているのが誰であるか、また、運転免許証の有効期限が切れていないかをシステムが識別するのに利用されます。</p> <p>(3)保管</p> <p>登録された運転免許証の情報は、クラウド上のシステムに保存されます。この情報は、免許証の持ち主であるドライバー本人、運行責任者、安全運転管理者及び安全運転管理者が指定した者が閲覧できます。</p> <p>(4)廃棄</p> <p>システムの利用契約の終了時には、システムから免許証の情報がすべて削除されます。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1)システムへのログインは、ID とパスワードで管理されます。</p> <p>(2)システムに登録する際や、表示する際のデータの伝送は、すべて暗号化されます。</p> <p>(3)ネットワークへの侵入・改ざんなど不正な操作を検知・通知する機能があり、もしも不正な操作を検知した場合は、通知を受けてシステム提供事業者が速やかに対応するとともに、吹田市はその報告を受けます。</p>
<p>4 個人情報の内容</p>	<p>ドライバーとしてアカウント登録を行った職員(約500名)の、以下の情報を取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、所属室課 ・運転免許証の交付年月日、有効期限、条件欄(中型・大型などの種別、AT限定・MTの種別、眼鏡等)

	<p>なお、運転免許証の番号、住所、生年月日は取り扱い ません。</p>
5 審議に諮る理由	<p>システム導入において氏名・所属室課とともに運転免 許証の情報を取扱うことが、条例第 12 条第 1 項に該当し ます。</p> <p>また、前述の情報には免許証の条件欄の情報も含みま すが、共用自動車の事務改善のために必要であり、セキ ュリティ対策を講じることで個人の権利利益を不当に侵 害するおそれがないと考えるため、同第 2 項第 2 号を満 たし、同第 3 項に該当します。</p> <p>さらに、システムの基盤としてのクラウド利用は、事 務改善を目的としたものであり、公益上必要であること から、条例第 13 条第 1 項第 2 号を満たし、同第 2 項に 該当します。</p> <p>以上のことから、審議会の意見を聴かなければならな いため、審議に諮るものです。</p>
6 今後の予定	令和 5 年 7 月 1 日 稼働予定
7 担当室課	総務部総務室